

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 8 年 7 月 24 日

高槻市長 濱田 剛史

制限付一般競争入札要綱（郵便入札）

1 発 注 番 号	172	2 工 事 名 称	市役所本館地下 2 階非常用発電機改修工事
3 工 事 場 所	高槻市桃園町 2-1 地内		
4 工 事 概 要	非常用発電機改修工事 ・非常用発電機（285kVA）、自動始動盤、発電機盤、燃料小出槽（490L）等の更新 上記に伴う電気設備工事、機械設備工事、建築工事一式		
5 工 期	議決日 から 令和10年 3月10日 まで		
6 週 休 2 日 工 事	通期の週休 2 日工事（補正なし）		
7 労 務 費 ダンピング調査	対象（積算内訳書に記載した直接工事費が、本市積算の直接工事費の97%を下回った場合、理由を確認）		
8 入 札 参 加 資 格	次に掲げる要件を全て満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 本市の令和 8年度入札参加資格者名簿に登録されていること。 (ただし、必要書類が提出されていること。また、令和 8年度新規登録業者でないこと。) (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。 (ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。) (5) 本市入札参加資格者名簿の「電気工事」に登録されていること。 (6) 平成28年度以降に国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注した電気工事で、元請けとして1件あたり請負契約金額8,000万円以上以上の施工実績があること。 「電気工事業」の特定建設業の許可を有し、専任の監理技術者の配置が可能であること。 ※特定営業所技術者は配置できない。 ※建設業法第26条第3項第2号による監理技術者補佐を専任配置する場合に限り、監理技術者の兼任配置を受注者において2件まで可とする。		
9 申 込 み 制 限	○ 別紙「申込み制限数ほか」のとおり（高槻市ホームページに掲載）		
10 設 計 図 書 等	○ 設計図書等の確認 : 高槻市ホームページからダウンロードして確認すること。		
11 設 計 図 書 に 対 す る 質 問 及 び 回 答	(1) 質問の方法 : 設計図書に対する質問がある場合は、高槻市ホームページ等に掲載している「質問書」を、「(2) 質問書の提出先」に提出すること。 なお、入札手続に対する質問は電話にて随時受付を行う。 (2) 質問書の提出先 : https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11957 (3) 質問受付日時 : 令和 8 年 7 月 31 日 午後 1 時から 午後 5 時まで (4) 回答日時及び方法 : 令和 8 年 8 月 5 日 午前10時から 高槻市ホームページに掲載		
12 提 出 書 類 お よ び 郵 送 方 法	(1) 入札書 : 入札金額（消費税抜き）及び3桁の抽選用数字を所定の欄に記入する。内封筒に封入する。 (2) 積算内訳書 : 積算内訳書の合計金額（消費税抜き）は、入札金額と同一であること。内封筒に封入する。 (3) 制限付一般競争入札参加申出書 : 郵送用封筒（外封筒）に封入すること。 ※(1)～(3)を高槻市ホームページからダウンロードして作成すること。 「(1) 入札書」と「(2) 積算内訳書」を封入した内封筒を、「(3) 制限付一般競争入札参加申出書」とともに郵送用封筒（外封筒）に封入し、一般書留または簡易書留の郵便で、高槻郵便局留で郵送すること。 (4) 到着期限日 : 令和 8 年 8 月 11 日 高槻郵便局必着		
13 入 札 参 加 資 格 の 審 査 及 び 他 の 入 札 に 参 加 し て い る 場 合 の 取 扱 い	(1) 申込み制限数を超える場合、金額の低い案件を失格とする。また、本件の開札日までに手持ち工事数の制限に達した場合には、その時点で本件に係る入札参加資格を失うものとする。 (2) 制限付一般競争入札参加申出書等により入札参加資格を審査し、失格とする者には通知する。		

14 入札成立の条件	○ 必要応募者数	: 応募時点で、応募者数が1に満たない場合は、入札不成立とする。
15 予 定 価 格	1 5 3, 1 2 3 (千円)	※ 左記の金額は、消費税等額を含まない。
16 低入札価格調査 基 準 価 格	1 4 0, 8 0 0 (千円)	※ 左記の金額は、消費税等額を含まない。
17 失 格 基 準 価 格	1 2 3, 2 0 0 (千円)	※ 左記の金額は、消費税等額を含まない。
18 支 払 条 件	(1) 前金払 (2) 部分払	: 有 : 無 高槻市公共工事の前金払に関する規則による。 ただし、前金払を請求する場合は、令和9年4月1日以降に行うこと。
19 保 証 金	(1) 入札保証金 (2) 契約保証金	: 免 除 : 必 要 (ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。) (契約金額の10%以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合は、20%以上とする。) ※小切手の場合、銀行保証に限る。
20 入 札 立 会 人	○ 入札立会人の選定	: 資格審査後、入札参加者の中から入札立会人を抽選で2名選定し、通知する。
21 入 札 日 時 等	(1) 入札日時 (2) 入札場所	: 令和 8年 8月17日 午前10時 0分から : 高槻市役所 本館 4階 入札室 なお、入札回数は1回とする。
22 落 札 候 補 者	(1) 落札候補者の決定 (2) 最低入札者が複数の場合	: : 開札の結果、失格基準価格による失格者を除き、予定価格と低入札価格調査基準価格の範囲内で、最も低い入札額を入れた者を落札候補者として決定する。 (低入札価格調査基準価格を下回った場合、23(2)による。) 最低入札者が複数の場合、抽選して落札候補者を決定する。
23 落 札 者 の 決 定	(1) 落札候補者の参加資格の再確認 (2) 低入札価格調査基準価格を下回った入札があった場合 (3) 提出書類	: : : 落札候補者について下記書類の提出を求め、改めて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、再確認の結果不適格の場合、改めて次順位者を落札候補者とする。 失格基準価格による失格者を除き、入札額が低入札価格調査基準価格を下回った場合、その入札額について調査を実施し、落札者を後日決定する。(最低入札者が複数の場合、抽選をして調査対象者を決定する。) なお、低入札価格調査基準価格を下回った入札者は、最も低い入札額を入れた者であっても落札者とならない場合がある。また、調査に協力しない入札者は、失格とする場合がある。 ・建設業許可証明書の写し ・工事実績契約書の写し(本市の工事実績の場合は提出不要) ・監理技術者証(表・裏の両面)の写し ・兼任届(監理技術者補佐を専任配置することで監理技術者を兼任させる場合) ・労務費ダンピング調査理由書(対象者のみ)
24 契 約 書	(1) 契約書の作成	: 本市の定める様式により作成を要する。
25 無 効 の 入 札	(1) 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに高槻市競争入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。 (2) 予定価格を上回る入札、失格基準価格を下回る入札。 (3) 入札書到着期限日を過ぎて到着したもの。 (4) 高槻郵便局留の一般書留又は簡易書留以外の方法で郵送されたもの。 (5) 入札価格の積算内訳書の提出を求められた入札で、その提出がないもの。 (6) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの。 (7) 郵送用封筒(外封筒)及び内封筒に入札日、件名、入札参加者の商号又は名称が記載されていないもの及び件名が確認できないもの。 (8) 郵送用封筒(外封筒)及び内封筒記載の件名及び入札参加者の商号又は名称と同封された入札書の件名及び入札者名の同一性が確認できないもの。 (9) 入札参加資格を確認された者であっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。 (10) 高槻市工事成績評定結果の入札制度への活用要領第4条第1項に該当する者の入札。	

26 そ の 他	(1) 市ホームページ掲載の、高槻市低入札価格調査実施要綱を参照のうえ、入札に参加すること。 (2) 本案件は議決対象案件であるため、高槻市議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決がなされたとき本契約となるものとする。 (3) 入札日から仮契約締結日の間において、落札者が下記の事項に該当する場合は、契約を締結しないことがある。また、仮契約締結日から議会の議決に付すまでの間において、仮契約締結業者が下記の事項に該当する場合は、契約を解除することがある。 1. 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき又は同基準に掲げる措置事由に該当したとき。 2. 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱に掲げる措置事由に該当したとき。 (4) 落札者決定後、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
----------	---

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。（ただし、「8 入札参加資格」における技術者の専任配置に関する条件を除く。）

高槻市桃園町2番1号
高槻市 総務部 契約検査課
電話 072-674-7502 FAX 072-674-2198
高槻市ホームページ <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>